

経済安全保障重要技術育成プログラムの概要について

令和4年2月

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 阿蘇 隆之

政府文書の位置づけ

※関係府省要求額の合計

文部科学省 1250億円

経済産業省 1250億円

経済財政運営と改革の基本方針2021 令和3年6月18日閣議決定

経済安全保障の強化推進のため、シンクタンク機能も活用しながら、**先端的な重要技術について実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出する**とともに、重要な技術情報の保全と共有・活用を図る仕組みを検討・整備する。

統合イノベーション戦略2021 令和3年6月18日閣議決定

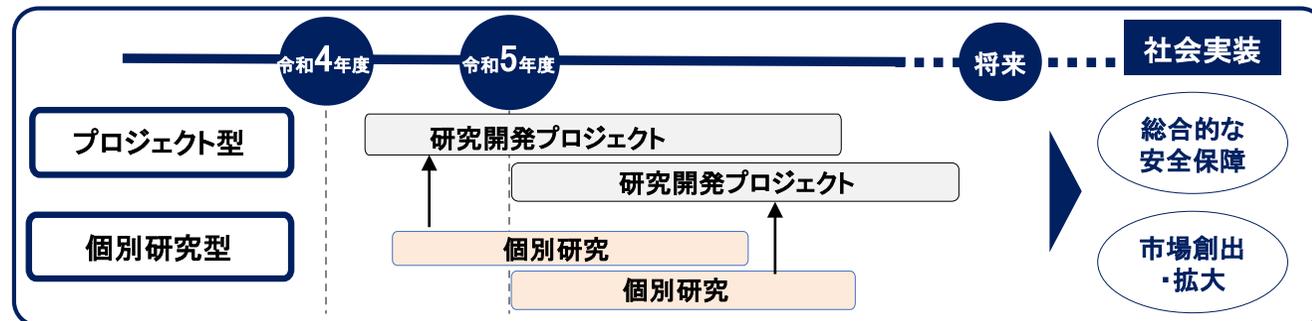
経済安全保障の強化推進のため、シンクタンク機能も活用しながら、（中略）先端的な重要技術について、**関係省庁、研究機関、企業、専門家等の密接な連携のもと官民の力を結集して、実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出**。

背景

- AIや量子など革新的かつ進展が早い技術が出現する中、経済と安全保障を横断する領域で国家間の競争が激化し、**覇権争いの中核が科学技術・イノベーション**となっている現況であり、我が国としては遅れをとらないようにすべき。
- 世界の動向を見据えて、**迅速かつ機動的に技術を育てる新たな仕組みが必要**。

事業概要

- AI、量子等の先端技術を含む研究開発を対象に内閣府主導の下で文部科学省及び経済産業省が関係府省庁と連携し、**国のニーズ（研究開発のビジョン）を実現する研究開発プロジェクトを実施**。加えて、**研究開発プロジェクトの高度化等や個別技術を実現する個別研究テーマを併せて実施**。
- 研究成果は民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省において**公的利用につなげていくことを指向**。
- 技術の進展が早いAI、量子等の先端的な重要技術について、複数年度にわたり柔軟かつ機動的な運用が可能な**枠組（公募による研究開発を行う基金）を構築し社会実装に繋げる**。



経済安全保障法制に関する提言 概要②

(2022年2月1日 経済安全保障法制に関する有識者会議)

IV 官民技術協力

1. 研究開発基本指針の策定・資金支援

- 政府は先端的な重要技術の支援に係る政府全体の統一的な指針を策定すべき。経済安全保障重要技術育成プログラム（令和3年度補正予算）を法律上に位置付けて支援すべき。
- 重要技術の絞込みに際し、専門家の知見やシンクタンクも活用し、我が国の技術的強み等を考慮し、我が国の技術の優位性、ひいては不可欠性の確保につながるかを検証すべき。

2. 協議会設置による官民伴走支援

- 研究者等の関係者の同意の下、情報提供（政府機関の研究成果、インシデント情報等）等を可能にするため、個別の研究開発プロジェクトごとに、省庁や産学官の枠を超えた伴走支援を行うパートナーシップの枠組み（協議会）を設けられるようにすべき。
- 円滑な情報交換等のため、情報の適正な管理方法について協議すべき。協議会で共有される機微な情報について、範囲や期間を明確化しつつ、国家公務員と同等の守秘義務を参加者に求めるべき。制約的要素は必要最小限とし、研究成果は公開を基本とする。

3. 調査研究機関

- 先端的な重要技術に関する調査・研究を、一定の能力が認められるシンクタンクに委託できるようにすべき。
- シンクタンクの法的位置付けを担保し、中長期的継続性に配慮した上で、守秘義務を求めるべき。

V 特許出願の非公開化

1. 基本的な考え方

- 特許出願のうち、我が国の安全保障上極めて機微な発明であって公にするべきでないものについては、出願公開の手續を留保するとともに、機微な発明の流出を防ぐための措置を講ずる制度を整備する必要。

2. 非公開の対象となる発明

- まずは、核技術及び武器のみに用いられる技術を基本として選定すべき。軍民両用技術は、経済活動やイノベーションに及ぼす影響が少ないケースに限定すべき。

3. 発明の選定プロセス

- 特許庁が第一次審査を行った上で、新たな制度の所管部署（内閣府）が、防衛省や特許庁その他関係省庁と協力して第二次審査を行う枠組みが必要。
- 保全指定する前に出願人に意思確認を行い、出願手續からの離脱の機会を設ける枠組みを採り入れることも検討すべき。

4. 情報保全措置

- 保全指定の対象となった発明については、①発明実施の制限、②開示の禁止、③外国出願の禁止、④取下げによる出願手續からの離脱の禁止といった措置を講ずるべき。

5. その他

- 第二次審査の対象となる発明について我が国への第一国出願義務を定めるべき。
- 発明の実施制限等の制約を課す以上、その代償として損失補償をする枠組みを設けるべき。

VI おわりに

- 有識者会議は2021年11月の設置以降、4回の全体会合による議論に加え、4つの分野に関する検討会合を3回ずつ計12回開催、あわせて16回の会合で議論を重ねた。
- 政府に対し、本提言を踏まえ、まずは新規立法措置を速やかに具体化し、成立を図ることを強く求める。さらに、必要な人員・体制や予算を確保することもあわせて求める。
- 経済安全保障の推進のため、政府に対し、国民に対する丁寧な説明に努めることを要請。同時に、国民一人ひとりが、経済安全保障への対応が重要な課題であることについて認識を高めていただくことを期待。
- 新たに構築した制度の実施状況は継続的に検証・評価されるべきであり、制度は不断の見直しが必要。
- 経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であり、情勢の変化に応じた迅速な対応が不可欠。今後も、さらなる立法措置を含む必要な取組を検討・実施していくべき。